

平成27年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	第3回葛飾区行政評価委員会第一分科会
開催日時	平成27年7月30日(木) 午前10時から12時
開催場所	かつしかエコライフプラザ・立石地区センター
出席者	【委員7人】 大石会長、石井委員、金子委員、佐々木委員、西山委員、三宅委員、望月委員 【区側6人】 事務局(経営改革担当課長、事務局職員3人) 清掃事務所(清掃事務所長、作業係 主査)

会議概要

1 開会

2 現場視察

・かつしかエコライフプラザ

<資源の説明>

大石会長 : プラスチック製容器包装の処理工程において、どの施設までが区の施設なのか。

清掃事務所 : プラスチック製容器包装の処理工程は各家庭から集積所に出していただいた後、まず奥戸コンテナ中継所に集めることになる。そこまでが区の施設である。そののち中継所で圧縮した後、コンテナ車に積み替え、選別工場に搬入しそれを再生化工場へ搬入するという流れである。

大石会長 : プラスチック製容器包装の回収費用は「拠点回収促進」事業の委託料として計上しているのか。

清掃事務所 : 「拠点回収促進」ではなく、別事業で計上している。

A委員 : 新聞紙などの古紙の再生等についても委託料を計上しているのか。

清掃事務所 : 別事業で委託料を計上している。

B委員 : トイレットペーパーなどの古紙は資源として回収した後、事業者に売却しているとのことであるが、それは区の収入となるのか。

清掃事務所 : そのとおりである。

C委員 : 可燃ごみの中にプラスチック製容器包装が混入していた場合、仕分けされて再資源化されることになるのか。

清掃事務所 : 可燃ごみとして出されたものについては再資源化はされない。

大石会長 : 使い捨てライターは再資源化できるのか。

清掃事務所 : 資源としては再生できないので不燃ごみとして処理することになる。

<常設の古布回収ボックスの説明>

大石会長 : 古布回収ボックスに入れるものは古布であれば特に制限はないのか。

清掃事務所 : 衣類、カーテン、タオル等が対象となる。布団等は粗大ごみで出していただくことになる。

B委員 : 回収ボックスに入れる際には袋に入れて出すのか。

清掃事務所 : そのとおりである。

B委員 : 着なくなったものを捨てるのはもったいないと感じるので、古布はなるべく回収ボックスに出すようにしている。

大石会長 : 可燃ごみとして出されると再資源化できなくなるのか。

清掃事務所 : そのとおりである。焼却施設で処分されることになる。

D委員 : コートなど分厚いものでも回収ボックスに入れてよいのか。

事務局 : 入れて良いが、中に綿が入っているようなものは回収できない。

D委員 : 古布は素材ごとに分別しなくてもよいのか。

事務局 : 素材ごとに分別する必要はないが、汚れのひどいもの等については古布として再資源化することができないため、可燃ごみとして出していきたい。

清掃事務所 : 各家庭で洗濯等をした上で回収ボックスに出していただければ、委託業者が古布の仕分けを行う。

E委員 : 回収ボックスから、中古衣料品として売り出されることもあるのか。

清掃事務所 : 中古衣料品として店頭には並ぶことはある。回収される古布の2割は衣料品、8割はウエス（工業用雑巾）になる。

事務局 : かつしかエコライフプラザでは、回収ボックスにいれていただいた古布の中でも良質なものは日用不用品販売コーナー「ゆず屋」で販売されている。

<蛍光管・乾電池・インクカートリッジの回収ボックスの説明>

大石会長 : 蛍光管や乾電池、インクカートリッジを無料で引き取っているのか。

清掃事務所 : そのとおりである。

D委員 : 回収は民間業者に委託しているのか。

清掃事務所 : インクカートリッジの回収はプリンターメーカーが独自に行っている。蛍光管などの回収は区が民間事業者に委託をしている。

A委員 : 回収ボックスは区が購入したものか。

清掃事務所 : インクカートリッジの回収ボックスはプリンターメーカーが負担しているものであるが、それ以外は区が購入したものである。

3 移動 <立石地区センターに移動>

4 事業ヒアリング

E委員 : 小中学校に拠点回収ボックスを設置することは非常に重要なことであると考えている。生徒への教育の観点からも有効であり、保護者も子どもを通じて環境意識を高めることのきっかけとなるため、資源回収量の増加につながると考えるが、なぜ設置をしていないのか。

清掃事務所 : 小中学校には設置していない。現状では親子で環境学習を促進していくという側面から、公立保育園に主に設置している。また、小学校についての環境学習の取り組みは、別の事業で行っている。今後、小中学校への設置については検討していきたいと考える。

E委員 : 葛飾区では環境に関する事項について担当している校長がいる。そのため、その学校を足掛かりとして、小中学校への常設ボックスの設置を検討していくと良いと考える。

C委員 : 区内の高校には資源回収ボックスは設置しているのか。

清掃事務所 : 設置していない。

大石会長 : 今後、設置の予定はないのか。

清掃事務所 : 不特定多数の方が自由に出入りできないこともあり、今のところ設置の予定はない。

B委員 : P T A等が中心となり、古紙、アルミ缶等の資源の集団回収を行っている学校は多い。そのような取り組みをもっと多くの方に知っていただきたい。

F委員：地区センターには資源回収ボックスは設置しているのか。

清掃事務所：設置している。

大石会長：資源回収ボックスの設置場所についての周知はどのように行っているのか。

清掃事務所：区のホームページや広報かつしか、また毎年、区内全世帯に配布している、資源とごみの収集カレンダーにおいて周知している。

D委員：公共の施設を常に開放し、そこに回収ボックスを設置することで、区民がいつでも資源を出せるようにすることはできないのか。

清掃事務所：不法投棄や環境衛生の問題もあるため、現状では常設ボックスにも回収時間を設けているところである。

E委員：古布は回収後、海外に持ち運ばれることはあるのか。

清掃事務所：古布の処理委託契約の仕様書に、資源として確実に再利用ルートに乗せることを記載しているので、海外に持ち運ばれることはないと考えている。

大石会長：評価表に26年度の紙パック、ペットボトルの売却収入が2万円とあるがその内訳はどうなっているのか。

清掃事務所：紙パックが約1万5千円、ペットボトルが約5千円である。

C委員：紙パックとペットボトルはどこに売却するのか。

清掃事務所：毎年入札で売却しているため、今年度の売却先については確認しておく。

大石会長：25年度に修繕料がかかっているが、26年度は0円になったというのはどういうことか。

清掃事務所：25年度に資源回収ボックスを修繕したということである。

A委員：資源回収ボックスが増えると、その分管理コストがかかるのか。

清掃事務所：そのとおりである。

A委員：資源回収ボックスを増やすと管理コストが増えるため、回収量が多いところのみ回収ボックスを設置しているのか。

清掃事務所：そういうわけではないが、小中学校では集団回収を実施しているなど、低いコストで最大の効果を上げるという視点も重要であると考えている。また、古布がごみとして出されてしまうと資源として出した場合に比べ、焼却、運搬、埋め立てコストなどの処分費がかかる。そのため、資源として回収したほうが環境面、コスト面から考えてもよい。また、古布は低廉な価格で回収できていることから、拠点回収ボックスを増設する方向で検討を進めている。

B委員：堀切地区はウェルピアかつしかが古布の回収場所となっている。

回収日は月に一日、時間は2時間程度である。時間が限られている

ため、回収日を増やすべきである。また、古布を回収しているという事実をもっと周知すべきである。回収していることを知らない人は、これからもずっと可燃ごみとして出し続けることになる。

今回の視察で、自分が古布として出したものが、回収後はどのように処理されているか、また一部は衣類として再利用されていることを知ることができ、よかったと感じている。ただ、資源ごみを出す際には、近所の目が気になるという家庭も多いと思う。そのため、自宅近くの公共施設の常設ボックスでは資源ごみを出しづらいという側面もあると考える。

清掃事務所：プライバシーの問題は考慮していく必要があると考えている。

D委員：配布資料によれば回収ボックスを設置している施設の中でも、図書館での回収量が多いようであるが、これは図書館に立ち寄ったついでに古布も出せるからではないかと考える。そのため、複数の目的が一度で果たせるような、区民がよく利用する地区センター等への古布回収ボックスの増設は、回収量の増加につながるのではないかと考える。

清掃事務所：古布回収ボックスの増設の働きかけは清掃事務所でも行っているが、設置施設に断られることもある。常設する場所を選定するうえでは駐車場があることなども考慮に入れる必要があると考えている。

C委員：回収ボックスの設置を断られる理由は何があるのか。

清掃事務所：設置スペースの問題や、人の出入りが多いため安全上の問題等、その理由は様々である。

C委員：例えば新宿図書センターなどは空きスペースがあるので設置することができるのではないかと考える。

事務局：回収ボックスがいっぱいになったときには、回収車が来るまでの間、施設側で一時保管をする必要があるなどの問題もある。

C委員：それは施設職員と連携していくことで解決できる問題である。

E委員：区として資源回収を促進していくという方針があることを考えると、駐車スペースの問題や施設側の管理体制を増設しない理由とすべきではないと考える。

A委員：回収ボックスの費用はどこに計上されているのか。

清掃事務所：本事業の消耗品費に含まれている。

A委員：区内に何台設置されているのか。

清掃事務所：評価表の「実績情報」欄に記載のとおり区内に 178 台設置している。「成果指標」欄に記載のとおり、拠点回収量の目標を 179,500 kg と掲げており、その目標達成のため、27 年度は 4 台の資源回収ボ

ックスの設置を検討している。

E委員：当事業の評価の視点は古布回収の場所、時間、手法の3つだと考える。巡回回収日が1か月に1日で各箇所2時間であると、仕事をしている人などは指定時間に古布を出すことができない人もいる。そのため、先ほども意見として出たが利用したついでに古布を出すことができるような施設に回収ボックスが設置されているかが評価すべき点である。

次に回収場所は多くの人が利用するような場所が望ましいと考える。先ほども述べたように、例えば小中学校への設置が必要であると考えられる。小中学校は児童が毎日通う場所というだけでなく、授業参観日等、保護者も学校に来校する機会はある。学校への設置は、児童への環境教育にもつながるので検討してほしいと思う。

3つ目に手法であるが、資源を持ち込んだ人に対してポイントを付与する仕組みなどが考えられる。それにより、区民の環境意識が向上し、古布回収量の増加が期待できる。

D委員：持ち込んだ資源の量に応じてポイントを付与しているスーパーマーケットもある。

清掃事務所：学校への設置は良い考えだと思うが、不特定多数の方の出入りに関する問題等、どのように課題をクリアできるか検討していきたい。

C委員：駅は多くの区民が利用する公共施設である。例えば金町駅には区営駐輪場がある。そのような多くの人々が往来する場所への回収ボックスの設置も有効なのではないか。

清掃事務所：資源回収ボックスの設置は、利便性や駐車場等の状況、あるいは営業時間等を総合的に勘案して考慮していきたい。

D委員：買い物をすることでごみが出る要因となる。食品トレイやペットボトルの資源回収ボックスを設置している大型店舗もあるようである。そのような店舗と区が協力し、ごみの削減について取り組むことはできないか。

清掃事務所：現在区としては量り売りや過剰包装の自粛など、リデュースの重要性等について地域自治会等に働きかけるなどの取り組みを行っている。

E委員：ごみの減量の重要性について、区民に対してどのように周知を行っているのか。

清掃事務所：ごみの減量をテーマとした冊子を配布している他、ホームページを活用して周知している。また、東西の清掃協力会との懇談会など

で周知を行っている。

E 委員 : そのような周知活動は清掃事務所ではどの程度効果が現れていると評価しているのか。

清掃事務所 : 実績として常設回収ボックスでの回収量が増えているので、効果は現れているものと考えている。

A 委員 : 町会の回覧による周知は行っているのか。

事務局 : ごみ減量に係る情報紙を各町会に回覧している。また、区内 19 地区で清掃懇談会を行っている。その場では清掃事業の DVD による周知活動、分別体験、区の現状の周知、ごみ資源に関する質問への回答などを行っている。

A 委員 : 広報等による周知は継続して行うことが重要である。継続して周知することで区民の環境意識が高まってくると考える。

B 委員 : 毎年町会で清掃工場見学会を実施しているが、そのような機会ですんだ知識等を町会内全体に周知するまでに至っていないのが実情である。

E 委員 : 古布が資源として回収されず、可燃ごみとして捨てられているという問題は、より具体性を持って周知を行っていく必要があると考える。

また、より一層、古布の資源回収を促進するためには、インパクトのあるキャッチフレーズを用いる等、区民の興味をひく周知活動を行っていくことも重要であると考えます。

C 委員 : 周知にあたっては「りーちゃん」というごみ減量・3R 推進キャラクターをもっと活用していくべきと考える。

5 その他

6 閉会